富良野市議会議長 渋谷正文 様

経済建設委員長 天 日 公 子

委員会事務調查報告書

令和5年第2回定例会において、継続調査の許可を得た事件について、下記のとおり 結果を報告します。

記

- 1. 調査案件 調査第3号 森林整備の現状と課題について
- 2. 調査の経過及び結果 別紙のとおり

-別紙-調査第3号

森林整備の現状と課題について

経済建設委員会より、調査第3号「森林整備の現状と課題について」の調査の 経過と結果について報告する。

本委員会では、担当部局に資料の提出と説明を求め、平成31年4月から令和11年3月を計画期間とする富良野市森林整備計画に基づき、本市が実施する森林整備の現状と課題や、森林経営管理制度、森林環境譲与税、さらには令和6年度から課税される森林環境税などについて調査を進めてきた。

近年の地球温暖化や温室効果ガス、脱炭素化など、地球環境が抱える課題に対して、森林は国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化防止等の多面的機能を有しており、私たちの暮らしを支える大切な存在である。地球環境や社会・経済の持続性への世界的な危機意識を背景として、我が国においても、持続可能な開発目標(SDGs)への関心が高まり、森林・林業・木材利用に関わる活動に注目が集まる一方、無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害等による災害の原因となり、無計画な伐採は森林資源を減少させ、安定的な林産物供給の面においても大きな支障をきたし、加えて、森林の造成には長期の年月を要することから、一旦、その機能を失うと回復を図ることは容易ではない。そのため、SDGsの考え方に基づいた持続可能な森林の経営をはじめ、長期的な視点で計画的かつ適切に森林を取り扱っていくことが肝要であり、森林法において森林計画制度が規定され、都道府県においては地域森林計画、市町村においては森林整備計画を策定し、全国各地でさまざまな取組が行われている。

また、国内においては、戦後植林された森林資源が本格的な活用期を迎えており、森林循環(造林→伐採→木材利用→再造林)による木材利用を通じて、森林のCO2吸収作用の強化や脱炭素社会の実現に貢献すべく、令和3年10月に脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大されるなど、さらなる民間活用が期待されている。

さらに、平成31年度から市町村へ森林環境譲与税が譲与され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用として有効活用されているほか、令和6年から市町村において国内に住所を有する個人に対して個人住民税均等割と併せて一人年額千円の森林環境税(国税)が賦課徴収され、その税収が森林環境譲与税として、私有林人工林面積や林業就業者数などの基準により、都道府県・市区町村へ按分して譲与されることから、森林行政における市町村の役割は、ますます重要になっている。

富良野市においては、森林法に基づき、富良野市森林整備計画を定めており、 法律によって伐採及び伐採後の造林の届出制度、森林の土地の所有者届出制度な どが措置され、森林の施業及び保護などの実効性が担保されてはいるものの、実 務上、林業に従事する人材不足や担い手の育成など課題を抱えている。

また、北海道内の森林から産出され、道内で加工された地域材の利用促進を図るため、平成24年8月に富良野市地域材利用推進方針を定め、建築物及び公共土木工事などで地域材の利用を促し、学校や複合庁舎において一部利用しているほか、森林環境譲与税の有効活用に向けた基本方針に基づき、国から譲与される森林環境譲与税を活用して、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査や私有林の森林整備事業に対する補助事業、子どもの木育スタート事業などに取り組んでいる。

こうした中で、本委員会では、担当部局への聞取り及び委員相互の意見交換において、森林整備計画書に明記されている「林業に従事する人材の育成と確保」「地材地消」の取組、「森林経営管理制度に基づく森林所有者に対する意向調査の実施状況」「意向調査後における森林整備のあり方」などについて集中して議論を行ったほか、森林整備における視点として、特定技能外国人実習制度等を活用した外国人の雇用や、本市のゼロカーボンシティ実現に向けた取組の一環として、省エネルギー設備の導入や森林経営などの取組によるCO2等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を、クレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」や「木質バイオマスの活用」「剪定枝の有効活用」、森林整備計画にある森林管理作業の効率化に繋がる「ハーベスタ、プロセッサ、スキッダ」などの高性能林業機械の導入についても議論し、次の点について意見の一致をみた次第である。

記

1. 林業に従事する人材の育成と確保について

北海道においては、北海道立北の森づくり専門学院を設立し、林業関係企業で働きながら学べる環境を整備しながら、人材育成を図っているが、若者に「林業に携わる職業」が選択されるためには、森林・林業に関心を持ってもらえるよう意識の醸成が肝要である。

そのためには、教育・学習において、森林に対する理解を深めるための連携・連続が必要であり、乳児に対する木育スタートや小中学生に対する森林学習などに加えて、高校生が森林に関する理解や関心が深められるよう、体験教育などの機会を関係部局と連携して創出するなど、新たな取組や情報発信が重要である。

2. 地材地消について

富良野市地域材利用推進方針に基づいて、公共施設の建設・改修時において地域材を活用することはもちろんのこと、民間施設や家屋などの建築の際の地域材活用も積極的に進める必要がある。そのためには、民間の建設事業者や製材所、関係事業者などとの理解促進と地域材活用のための環境整備が重要である。

また、伐採後の山林に廃材や枝木などの放置が散見されており、降雨の際にこれらが側溝や河川に流入し土砂などを堆積させ、防災面において問題となる可能性がある。そのため、伐採後の廃材や枝木などの迅速な処理や有効活用が求められるため、既存の木質バイオマスや農業用チップとしての活用のみならず、北海道立総合研究機構やその他関係機関等と連携して有識者の知見や他自治体の取組事例の情報提供を求めるなど、有効活用に向けた調査研究も必要である。

3. 森林経営管理制度に基づく森林所有者に対する意識調査について

意識調査は今年度(令和5年度)で第1期として終了し、引き続き無回答者や 住所不明で連絡のつかない所有者に対する追跡調査を進めるということであるが、 森林所有者の意思確認は本市の森林整備計画などの大前提となるため必要不可欠 であり、着実な調査が望まれる。

森林は「富良野の財産」であり「富良野の財産を守る」という認識のもと、各種計画の着実な実行と、さらに、森林が有する多面的機能を保全・利活用を図っていくためには、森林行政において担当部局のみならず、関係部局と連携をより深化・強化させ、全庁的な取組体制を構築していくことが肝要である。